

1	両眼の矯正視力が 0.06 以下になっていること。
2	そしゃく又は言語の機能を失っていること。
3	両耳の聴力を失っていること。
4	両上肢の手関節以上のすべての関節の機能を失っていること。
5	1 下肢の機能を失っていること。
6	胸腹部臓器の障害のため身体の自由が主に摂取、洗顔等の起居動作に限られていること。
7	神経系統又は精神の障害のため身体の自由が主に摂取、洗顔等の起居動作に限られていること。
8	その他上記部位の合併障害のため身体の自由が主に摂取、洗顔等の起居動作に限られていること。

※ 注:第 4 号の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいいます。